

入 札 説 明 書

隠岐広域連合（診療所）における中村歯科診療所パノラマレントゲンシステム購入事業（以下「本件」という。）にかかる入札公告に基づく一般競争入札等については、隠岐広域連合の諸規則及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）

2. 契約権者

島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地
隠岐広域連合長 池田 高世偉

3. 担当部局

隠岐の島町国民健康保険西郷歯科診療所
〒685-0014 島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一 1 番地 7
TEL:08512-3-1182 FAX:08512-3-1183 MAIL:nakadental@okikouiki.jp

4. 事業内容

事 業 名	中村歯科診療所パノラマレントゲンシステム購入事業
納 入 場 所	島根県隠岐郡隠岐の島町中村 8 番地 1
納 入 期 限	令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
仕 様 等	仕様書による。
契約保証金	契約金額の 100 分の 10 以上 ただし、財務規則第 118 条各号に該当する場合は、免除することができる。免除を受けようとする者は、入札参加資格の手続き時に保証金免除申請書（様式第 7 号）と各号に該当する旨確認できる資料を提出すること。

5. 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）県税の滞納のない者であること。
- （3）主たる営業所が所在する市町村における市町村税の滞納のない者であること。
- （4）公告の日から入札日までに、隠岐広域連合の構成団体（島根県、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）が行う入札について、入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
- （5）島根県内に本店又は支店（営業所）を有すること。
- （6）島根県の物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定による入札参加資格の認定を受け、営業種目小分類が「歯科用機器」または「歯科用医療機器」に登録されている者であること。

6. 入札参加資格の手続き等

- （1）財務規則第 94 条の規定に基づき、入札参加を希望する者は、その資格認定を受けなければならない。
- （2）入札参加資格を認定するための資料は、令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）午後 5 時までに入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第 2 号）に以下の資料等を添付して、記 3 の担当部局まで提出しなければならない。
なお、期限までに申請書、資料を提出しない者は、本件の入札に参加することができない。
 - 1) 誓約書（様式第 3 号）

- 2) 納入予定品の詳細書（様式任意）
- 3) 納入工程表（様式任意）
- 4) 保守整備体制表
- 5) 委任状（様式第4号）
- 6) 入札参加事業一覧表（様式任意）
- 7) 返信用封筒
- (3) 申請書作成に当たっての留意事項
 - 1) 提出された資料は返却しない。
 - 2) 提出された資料等は提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
 - 3) 提出期限（令和7年10月16日（木）午後5時）以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認められない。
 - 4) 資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
 - 5) 資料に関する問い合わせ先は、記3の担当部局とする。
- (4) 申請書等の入手方法

記3の担当部局において交付するものとする。また、隠岐広域連合ホームページにおいても入手可能とする。
- (5) 申請書及び資料に関する書類の受付
 - 1) 受付期間 令和7年10月10日（金）から令和7年10月16日（木）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - 2) 受付場所 記3の担当部局とする。
 - 3) 提出部数 1部
 - 4) 提出方法 参加希望者が持参又は郵送（必着）により提出するものとする。
- (6) 入札参加資格の認定

(2)の申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年10月20日（月）までに入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (7) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。説明を求める者は、入札参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から7日以内に、書面（様式任意）を記3の担当部局へ持参又は郵送して提出しなければならない。説明を求めた者に対しては、書面の提出があった日の翌日から7日以内に書面で回答する。

7. 入札参加資格の認定に関する質問

申請書及び資料に関する質問がある場合は、書面（様式任意）を記3の担当部局へメールまたはFAX、郵送により提出するものとする。

提出期限	令和7年10月22日（水）午後5時
回答方法	令和7年10月24日（金）までに回答する。

8. 仕様書等の閲覧

閲覧期間	令和7年10月10日（金）から令和7年10月24日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
閲覧場所	島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一1番地7 隠岐の島町国民健康保険西郷歯科診療所 隠岐広域連合ホームページでも入手可能

9. 仕様書に関する質問

仕様書に関する質問がある者は、仕様書に関する質問書（様式第6号）に入札事業名を記入し、記3の担当部局へメールまたはFAX、郵送により提出するものとする。

提出期限	令和7年10月22日（水）午後5時
回 答	令和7年10月23日（木）までに回答する。

10. 入札の手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

1) 入札日	令和7年10月29日(水)	
2) 入札時刻	14:00から	中村歯科診療所パノラマレントゲンシステム購入事業
3) その他	郵便による入札は認めない。 また、入札参加資格がある旨の通知を受けた後、応札を取りやめる場合は、入札辞退届(様式第8号)を必ず入札前日までに提出すること。	

(2) 入札の方法

- 1) 入札者(入札権限等を委任された代理人(以下「受任者」という。)を含む。以下同じ。)は、入札書(様式第1号)を入札箱に投函しなければならない。
- 2) 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた合計金額を見積もること。
- 3) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 5) 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ当該案件の入札参加資格審査結果通知書(写しでも可)を提示しなければならない。

(3) 代理人による入札

- 1) 代理人による入札をする場合には、入札に関する委任状(様式第4号)を提出しなければならない。
- 2) 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札保証金

- 1) 財務規則第96条の規定により、入札参加者が入札書に記入する金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の入札保証金を入札までに納付しなければならない。

ただし、財務規則第98条各号に該当する場合は、入札保証金を免除することができる。免除を受けようとする者は、申請書の提出に併せ保証金免除申請書(様式第7号)と各号に該当する旨確認できる資料を提出すること。

*財務規則第98条

- (1) 一般競争入札に加わろうとする者が保険会社との間に、当該広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、政令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2ヶ年の間に広域連合及び広域連合を構成する団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるも場合のほか、一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合において、一般競争入札に参加しようとする者の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- 2) 入札保証金の納付は、財務規則第97条の規定により現金又は財務規則第136条各号に掲げる有価証券で収めなければならない。
- 3) 入札保証金は、財務規則第99条の規定により、落札者が決定した後に、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札保証金還付請求書(様式第5号)の提出を受けて納付者に還付するものとする。
- 4) 入札保証金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときには、隠岐広域連合に帰属する。

(5) 再度入札

- 1) 第 1 回開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内での価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度入札を行う。再度入札は 2 回まで行う（合計 3 回）。
- 2) 入札者のうち再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場しなければならない。

(6) 入札の取止め

財務規則第 105 条に定める事由が生じたときは、入札を取止める。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(7) 入札の無効

以下に該当する入札は無効とする。

- 1) 財務規則第 103 条各号のいずれかに該当するとき。

11. 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第 100 条第 3 項の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 再度入札をおこなった場合でも落札者がいない場合には、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行う。ただし、この場合でも予定価格は変更しない。
- (4) 落札者が決定したときは、財務規則第 106 条の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

12. その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成
 - 1) 契約書の作成を要する。
 - 2) 落札者が決定したときは、7 日以内に隠岐広域連合と落札者の間で契約するものとする。
- (4) 資料、入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (5) その他詳細不明な点については、記 3 の担当部局に照会すること。

13. 添付書類

様式第 1 号：	入札書
様式第 2 号：	入札参加資格認定申請書
様式第 3 号：	誓約書
様式第 4 号：	委任状
様式第 5 号：	入札保証金還付請求書
様式第 6 号：	質問書
様式第 7 号：	保証金免除申請書
様式第 8 号：	入札辞退届